職工の現狀は果して如何か一八時間勞働』を叫ばれつゝある時にかゝはらず長時間牛馬の如くコキ使はれ然かも其の得る所は妻子を養ふに足らず、勞働者の中でも一番慘めな生活をしてゐるではないか。而かも資本家側では吾々を永久に現在の悲慘なる境遇に押し込めて置かん爲に同業組合又は大正會なるものを組織してゐる。

莫大小職工諸君！

覺めよ！起てよ！團結せよ！而して今日の『生活不安』を取り去つて『人間らしい生活』を獲得しようではないか

是れ今回我々が莫大小工組合を組織したる所以である。

綱領

一、我等は相互扶助の觀念に基き團結の威力を以て經濟的福利の增進並に智識の啓發を期す

二、我等は勞働者階級と資本家階級とが兩立すべからざる事を確信す。我等は勞働組合の實力を以つて勞働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す

日本勞働總同盟

大阪莫大小工組合規約

第一章　總則

第一條　本會は大阪府の莫大小業に從事せる勞働者を以て組織し大阪莫大小工組合と稱す

第二條　本組合は日本勞働總同盟に加盟す

第三條　本組合は本部を大阪府西成郡豐崎町に置き支部を各所に置く

第二章　目的及事業

第四條　本組合は本組合の綱領宣言の實行貫徹を期するを以て目的とす

第五條　本組合員にして雇主と勞働條件に就て交渉せんとする場合は豫め支部役員に相談するものとす

第六條　本組合の支部にして雇主と團体的交渉をする場合は豫め本部役員に報告しその許可を得べきものとす

第七條　前條の報告を受たる役員は直ちに會長をして役員會を召集せしめ遲滯なく可否の決定を該支部に與ふべきものとす

第七章　會計

第十六條　本組合の經費は總て組合員の醵出とす

第十七條　本組合會費は一ケ月に金五拾錢とす

第十八條　本組合の會計は總會に於て決算を報告し總會の承認を得る事を要す

第十九條　既納の金錢は以何なる理由あるも一切返還せず

第八章　附則

第二十條　支部の規約は本組合の規約に反せざる範圍に於て定め役員會の承認を受くべし

第二十一條　本組合は役員會の承認を得て會計檢査若干名、顧問、相談役を置く事を得

第二十二條　本規約は總會に於て出席者三分の二以上の贊成者あるに非ざれば變更する事を得ず

日本勞働總同盟

大阪莫大小工組合

大阪府下豐崎町

會長　西尾末廣

顧問法學士　山名義鶴

法律顧問　辯護士　法學士　小岩井淨

申込むべし

第十二條　本組合を退會せんとするものは其の理由を明記し會員證、徽章を添へて屆出すべし

第六章　雇主との交渉

第十三條　本組合員にして雇主と勞働條件に就て交渉せんとする場合は豫め支部役員に相談するものとす

第十四條　本組合の支部にして雇主と團体的交渉をする場合は豫め本部役員に報告しその許可を得べきものとす

第十五條　前條の報告を受たる役員は直ちに會長をして役員會を召集せしめ遲滯なく可否の決定を該支部に與ふべきものとす

第七章　會計

第十六條　本組合の經費は總て組合員の醵出とす

第十七條　本組合會費は一ケ月に金五拾錢とす

第十八條　本組合の會計は總會に於て決算を報告し總會の承認を得る事を要す

第十九條　既納の金錢は以何なる理由あるも一切返還せず

第八章　附則

第二十條　支部の規約は本組合の規約に反せざる範圍に於て定め役員會の承認を受くべし

第二十一條　本組合は役員會の承認を得て會計檢査若干名、顧問、相談役を置く事を得

第二十二條　本規約は總會に於て出席者三分の二以上の贊成者あるに非ざれば變更する事を得ず

日本勞働總同盟

大阪莫大小工組合

大阪府下豐崎町

會長　西尾末廣

顧問法學士　山名義鶴

法律顧問　辯護士　法學士　小岩井淨

切取線

加盟申込書

姓名	
生年月日	年　月　日生
現住所	
勤務先	

大正　年　月　日

右加盟申込者

日本勞働總同盟

大阪莫大小工組合御中